

いち早く 逃げるぞ！ わたらせ

渡瀬地区防災計画
(2019年版)



これは渡瀬地区みんなの
「防災の約束」を決めた
大切なものだぽん！
ふだんからよく読んで、
もしもの時に備えるぽん！

2019年6月発行

＜渡瀬地区自主防災組織＞

0	はじめに	1
1	命を守る防災マップ	
◆	全体版	3
	(地区版)	
◆	傍示塚町・上早川田町	4
◆	下早川田町	5
◆	足次町・岡野町北	6
◆	大新田町・小新田	7
2	知る	
◆	いつ? どうやって? (避難の流れ・フロー図)	
	地震編	8
	水害編	9
◆	ひとりでもできる! 災害情報の入手方法	10
◆	助けが必要なかた (要支援者対策)	11
	一緒に避難する時のポイント	12
3	備える	
◆	備蓄 (地区・各家庭)	13
	資料編	
◆	渡瀬地区自主防災組織規約	14

災害に遭うということ

これまでの生活から一変！
経験したことのない
不便で不安な生活に・・・



(平成 27 年 関東・東北豪雨新聞記事より)

災害時の心理特性

被災地のインタビューでよく聞きますが、



まさか、うちの地域が・・・！
今までこんなことは一度もなかったのに。
我が家がこうなるなんて・・・。

台風が近づいてるけど、いつも通り**館林は大丈夫だろう**

**その考え
危険です！**

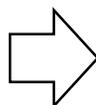
災害が迫ってきていたとしても、
「自分だけは大丈夫」と思ってしまう
人間の心理特性があることを
知っておきましょう

助けられる側から、助ける側に

<防災のキーワード「**自助**」・「**共助**」・「**公助**」>

- 自助：自分の身は自分で守る
- **共助：隣近所、地区、渡瀬地域全体での助け合い**
- 公助：行政などによる支援

これからの渡瀬をより安全に



自助・共助の推進を!

ルール

災害のおそれがあるときは、「**来るかもしれない**」と考える

ルール

日ごろから可能な限りの想定と十分な準備(**備蓄**)をしましょう

ルール

命を守るために、一人ひとりが早めに避難を開始する

土手には・・・逃げるな!

「この地区で一番高いところは土手だから、もしものときは土手に避難するしかない」

本当に大丈夫でしょうか？ 土手の避難は、相当な危険が伴います。

理由としては、

どこが決壊するかまったく見当がつかない。

もし、決壊しなかったとしても雨風をしのぐことのできる建物はない。

など

それでもあなたは土手に避難する判断ができますか？

命からがらの避難となるまえに、

渡瀬地区住民はいち早く高台の地域に避難しましょう!

渡瀬地区は一部を除き、地区の大半が浸水する可能性があります

木造家屋倒壊のおそれがある区域 (水害時) ※渡瀬地区内のみ

水害時：2階以上



2 渡瀬公民館

水害時：2階以上



1 第九小学校



浸水想定区域外 ※渡瀬地区内のみ

- 避難所兼 緊急避難場所
- 緊急避難場所
- ◆ 地区の集会所

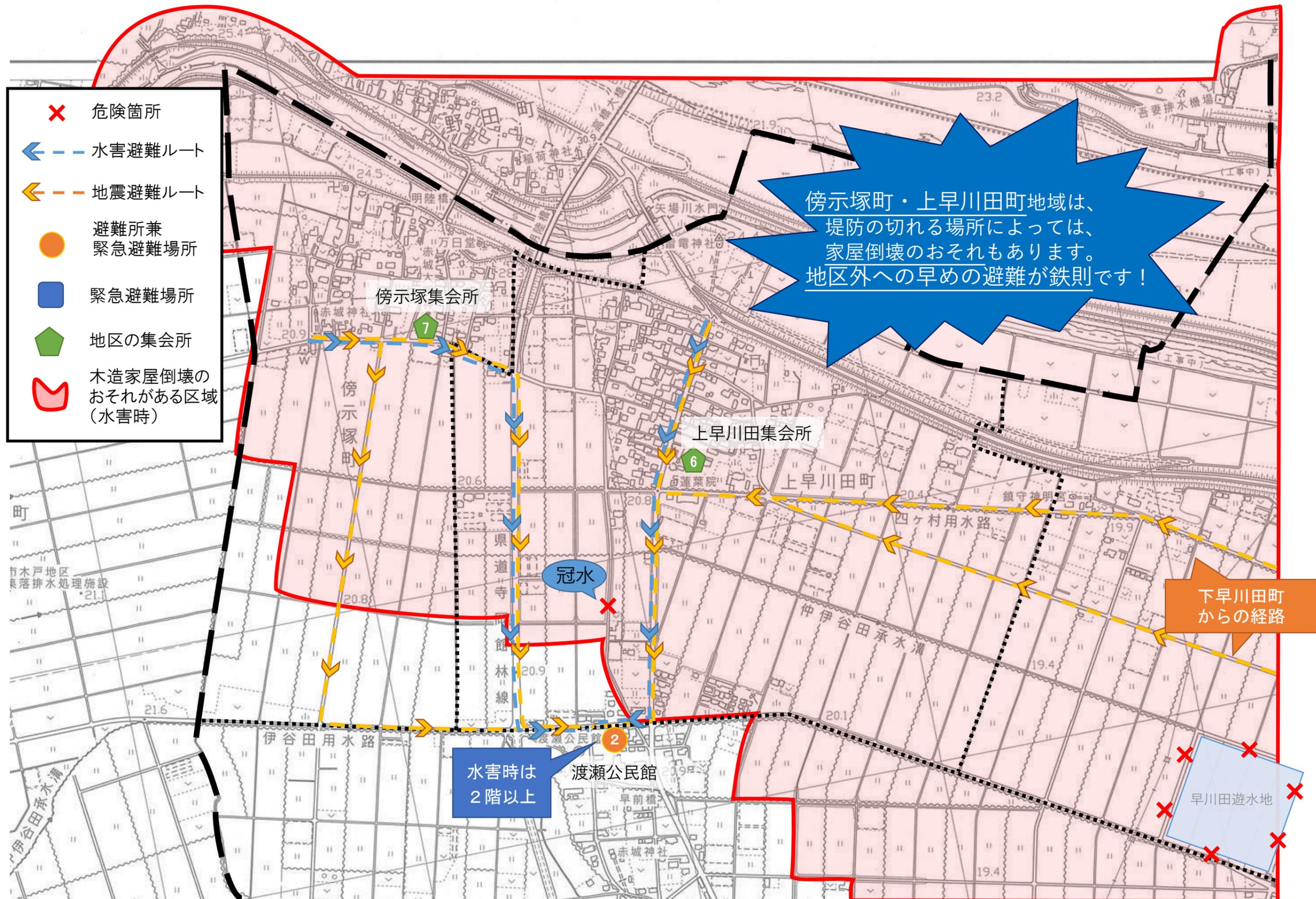
ココがポイント!

避難所：災害発生後に、一定期間避難生活をする施設
 緊急避難場所：命を守るため、一時的に逃げる場所
 地区の集会所：地震時のみ。地区住民の一時的な集合場所
 ※ 集会所は建物自体の耐震性が懸念されるため、敷地内に集合

3

1 知る (防災マップ) 傍示塚町・上早川田町

4



- ✕ 危険箇所
- ← - - 水害避難ルート
- ← - - 地震避難ルート
- 避難所兼緊急避難場所
- 緊急避難場所
- ⬠ 地区の集会所
- 🔴 木造家屋倒壊のおそれがある区域 (水害時)

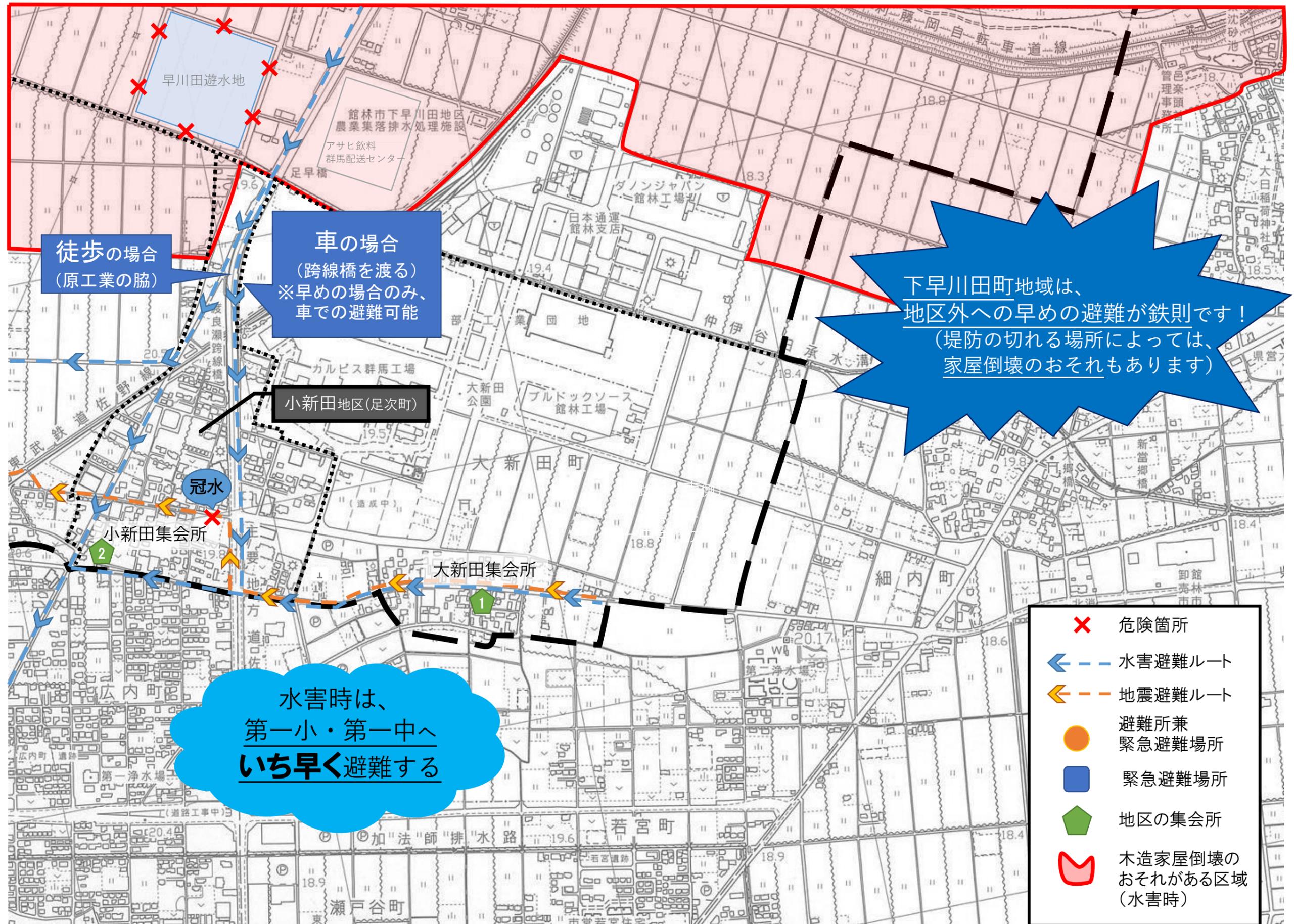
傍示塚町・上早川田町地域は、堤防の切れる場所によっては、家屋倒壊のおそれもあります。地区外への早めの避難が鉄則です！

水害時は2階以上

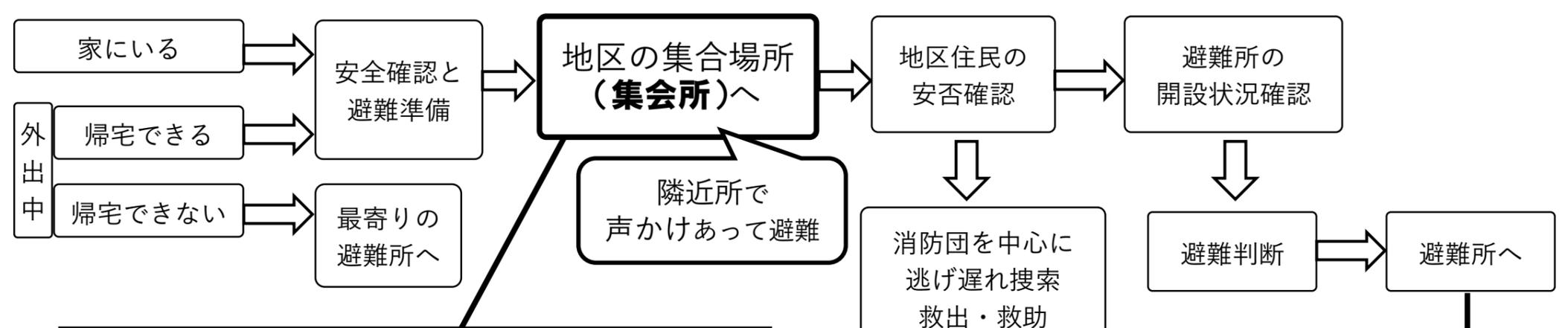
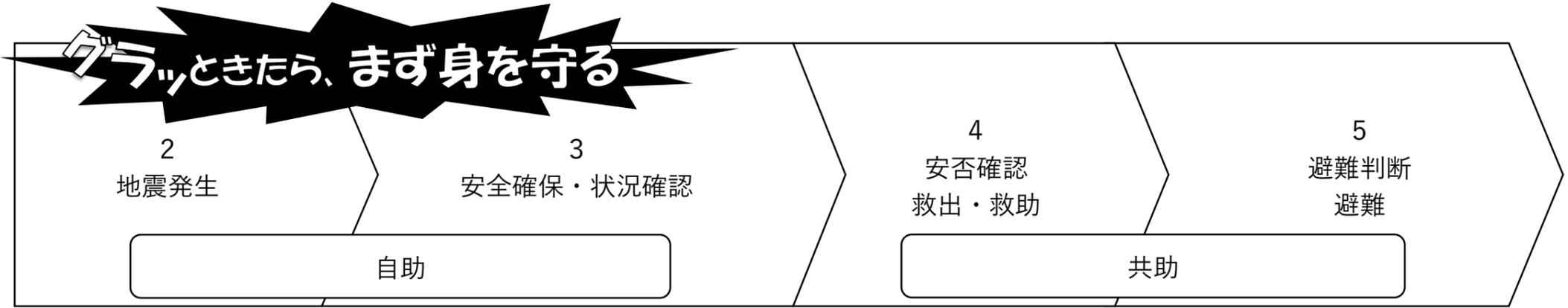
下早川田町からの経路

早川田遊水地

1 知る (防災マップ) 大新田町・小新田



地震編 ~日頃の備えと災害が起きたときの行動をフロー図で確認してみましょう~



- 〈地区の集会所 一覧〉
- 1 大新田町：大新田集会所
 - 2 小新田：小新田集会所
 - 3 岡野町：岡野町会館
 - 4 足次町：足次町会館
 - 5 下早川田町：下早川田町集会所
 - 6 上早川田町：上早川田集会所
 - 7 傍示塚町：傍示塚集会所

- 〈避難所一覧〉
- ・ 渡瀬公民館
 - ・ 第九小学校
 - ・ 第一中学校

避難の心得
火災や倒壊の危険がなく自宅が安全な場合は、**自宅避難**も考える

水道や電気・トイレなどが使えなくなることも。十分な備え(備蓄)と孤立する覚悟が必要です



1 日頃の備え

自助

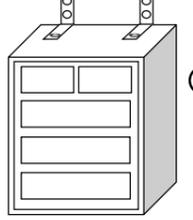


非常持出品の準備 (薬・眼鏡・貴重品等)

持ち出す重さの目安
男性：10 kg
女性：5 kg

地区の集会所・避難所までの道順を確認

家具の固定・転倒防止策をしよう



地震は一瞬のうちに起こるため、事前の備えが第一！
阪神淡路大震災では多くのかたが建物の倒壊や家具の転倒で亡くなっています

ペットについて

災害でペットを守れるのは飼い主だけ。普段のしつけが最も有効な防災対策です。ペットの避難セット(ペットフード・シーツなど)も用意しましょう。

水害編 ~日頃の備えと災害が起きたときの行動をフロー図で確認してみましょう~

早めの避難でみんな無事!



1 日頃の備え

自助

ハザードブックで浸水区域かどうかをチェック

床上浸水

早めの避難が必要

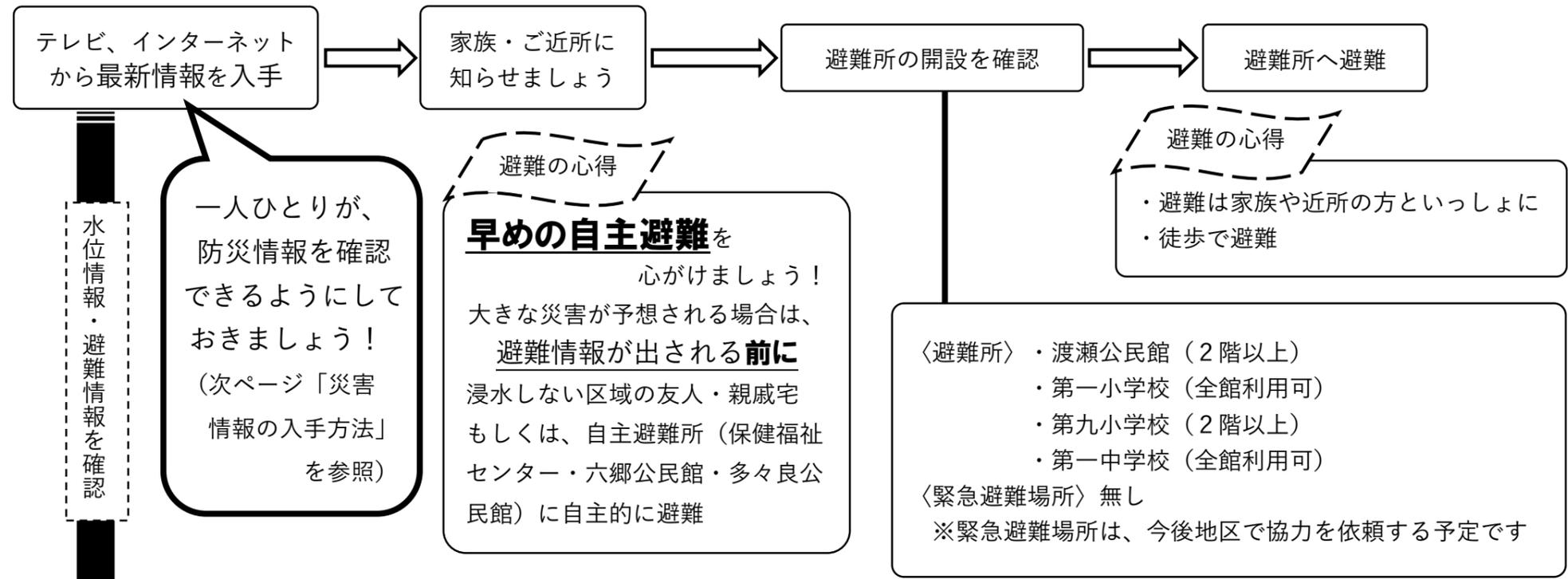
避難所までの道順（安全かつ最短経路）を確認

非常持出品の準備（薬・眼鏡・貴重品等）

床上浸水

自宅滞在も可能

1週間分の備蓄をしましょう



避難情報発令

～ 避難情報は気象の変化に応じて、住民に求められる行動を念頭に発令されます ～

	1 氾濫注意水位	2 避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発表時の状況	★隣近所に声かけ、早めの避難準備	■避難に時間がかかる人は、避難しなければならない段階	■浸水区域の人は、直ちに避難しなければならない段階	■浸水区域の人は、直ちに避難完了しなければならない段階
住民の行動	国土交通省 HP 「川の防災情報」を確認しましょう！	■避難に時間のかかる高齢者や避難可能な場合は避難開始	■浸水区域内のかたは避難	■直ちに避難場所へ避難

避難所が開設される

渡瀬地区全体で避難開始！（浸水区域外を除く）

逃げ遅れた場合、近くの高台へ！とにかく命を守る行動をとろう（垂直避難）

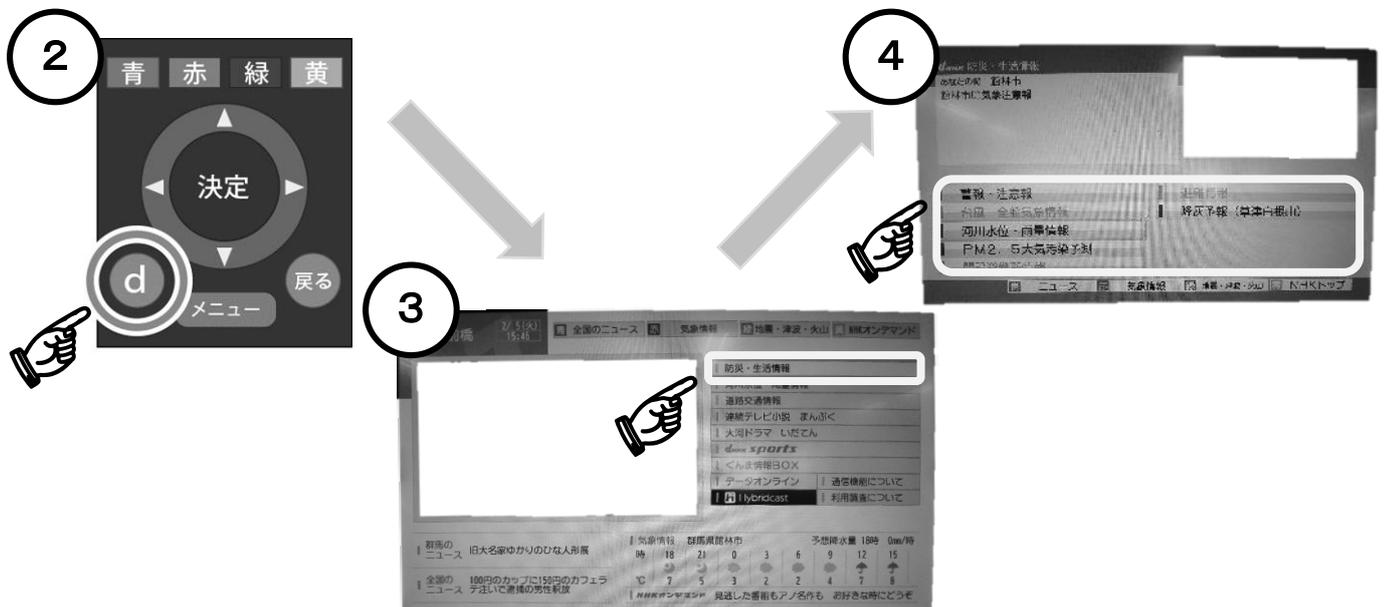
ひとりでもできる！

災害情報の入手方法

テレビから

1. NHK 総合（1ch）にチャンネルを合わせる
2. リモコンの「d ボタン」を押す
3. 画面「防災・生活情報」を選択し決定を押す
4. 「警報・注意報」、「避難情報」、「避難所開設情報」などが確認できる

**渡瀬地区住民全員
ができるように
しましょう！**



インターネットから

1. 検索画面から「国土交通省 川の防災情報」と入力し検索
2. 地域選択画面から「足利」を検索すると、渡良瀬川の水位が確認できる

国土交通省 川の防災情報

検索

携帯電話・スマートフォンから

「たてばやし安全安心メール」に登録しましょう
(右の二次元コード読取、もしくは空メール送信で登録を！)

empty@anzen.city.tatebayashi.gunma.jp



2 知る（助けが必要なかた（要支援者））

災害時に助けが必要なかた

助けが必要なかた（要支援者）とは……

自らで災害から身を守る行動が困難なかた（寝たきりなどの高齢者、障がい者、乳幼児や外国人など）です。そのため家族や地域の協力が欠かせません。

日ごろからご近所付き合いを大事にしましょう！

渡瀬地区の要支援者対策

災害時



名簿をもとに
声かけ・避難支援

- (地震) 1. 要支援者に声かけ（両隣・役員）
2. 要支援者と一緒に避難
3. 地区の避難場所で安否確認
〈一緒に避難できなかった場合〉
4. 地区の避難場所で人手を確保し、搜索

- (水害) 1. 氾濫注意水位になったら声かけ
（または電話連絡）をおこなう
2. 「避難準備・高齢者等避難開始」発令時に
要支援者と一緒に避難する

【渡瀬地区の要配慮者利用施設（※要配慮者が利用しているため、早めの避難が必要な施設）】

- (足次町) ・ぽっこクラブ2 ・ひまわりの里 ・サンフラワーホームセンター
・サンライズデイサービスセンター ・デイサービス千寿
・渡瀬保育園 ・わたらせ学童クラブ
(岡野町) ヴィレージュ

～これら施設は地域とつながって助け合うことで災害時の安全をより高められます～

一緒に避難する時のポイント

高齢者
傷病者

- ・ できるかぎり複数の人で対応する。
- ・ 緊急のときは、おぶるもしくは担架で避難する。

目の
不自由な人

- ・ つえを持つ手と反対側のひじのあたりに軽く触れるか、腕や肩をかけて半歩くらい前をゆっくり進む。
- ・ 階段などの障害物を説明しながら進む。
- ・ 方向や位置は、時計の文字盤の位置で伝える。

耳の
不自由な人

- ・ 筆談は要点をわかりやすく。
- ・ 手のひらに指先で字を書く方法でもよい。
- ・ 話をするときは、顔をまっすぐ向け、口を大きく動かしゆっくりと話す。

車いすのかた

- ・ 1人で援助が困難なときは、近くの人に協力を求める。
- ・ 車いすは、階段では3、4人で援助する。上がるときは前向きに、下がるときは後ろ向きに移動する。

外国人

身振り、手振りで話しかけ、孤立させない。

3 備える（地区・各家庭）

地区の備蓄

地区の防災資機材は、順次揃えていく予定です。

個人の備蓄

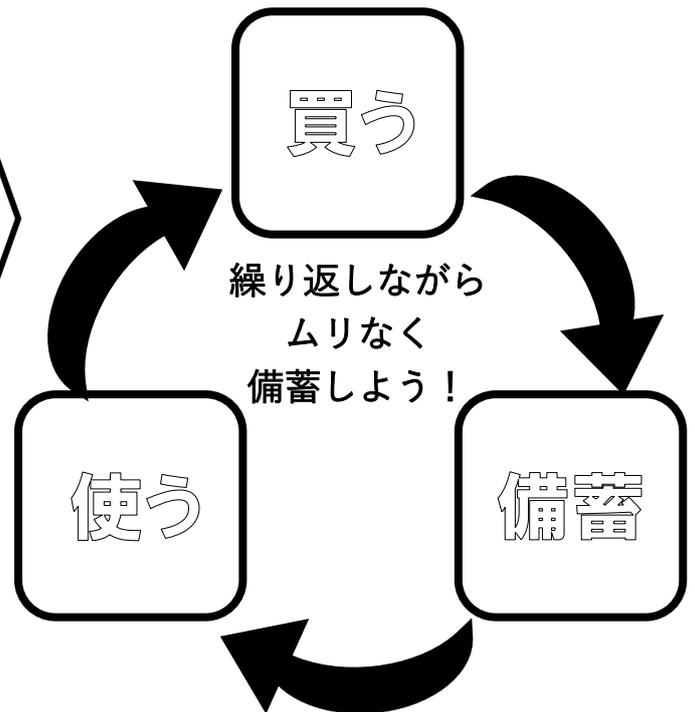
もしものとき、すぐには支援が届かない可能性があります。
各家庭で、1週間分の備蓄を心がけよう！

備蓄のコツ

ローリングストック

ふだんの買い物で備蓄できる方法

- ①ふだんから使っている日用品や食料を少し多めに買う
- ②備蓄品として保管する
- ③定期的に使う・食べる



1週間を想定して献立を考えよう

栄養バランスも考えよう！

- 米（無洗米が便利）
- 缶詰（調理不要のものが便利）
- 乾麺（ゆで時間が短いと便利）
- インスタントみそ汁、スープ
- チョコレート、ビスケット
- 栄養補助食品、サプリメント など

まずはこれを備蓄しよう！

- 水（大人ひとり21リットル）
- これもあると便利！
- カセットコンロ・ボンベ
- 食品用ラップ
- 新聞紙
- ゴミ袋

資料編

渡瀬地区自主防災組織規約

(名称)

第1条 本組織は、渡瀬地区自主防災組織（以下「防災組織」という）と称する。

(所在)

第2条 本組織の事務所は、本部長宅に置く。

(目的)

第3条 本組織は、地域住民の協同の精神に基づく自主的な防災活動に必要な事項を定め、持って地震その他の災害（以下「地震等」という）による人的、物的災害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の計画及び事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出、救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、渡瀬地域内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 班長 若干名
- (4) リーダー 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、各種団体の長等をもってその職をあてるものとして、本部長が指名したものとする。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 本部長は、本組織を代表し、職務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は、組織の運営に当るほか、班活動の指揮を行う。

4 リーダーは、幹事会の構成員となり、班長に協力し、その職務にあたる。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

- 3 総会は、本部長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、本部長、副本部長、班長及びリーダーによって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害被害の把握に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出、救護、避難、給食・給水、災害発生時要援護者対策、避難所の管理、運営及び他組織との連携に関すること。
 - (6) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって、これに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成19年10月1日から実施する。